

奈良市地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所
指定第1号訪問・通所事業所 御中

奈良市福祉部福祉政策課

令和6年度 介護報酬改定に伴う介護予防訪問介護相当サービスの取扱いについて(通知)

平素より、本市の福祉行政の推進にご理解とご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年4月からの本市における介護予防訪問介護相当サービス(訪問型独自サービス)の取扱いについては、4月12日付 奈福福政号外にてお示ししているところですが、今般、「標準的な内容の訪問型サービス」について、新たに算定可能な要件を追加しますので、ご確認のうえご対応くださいますよう、お願い申し上げます。

記

(1) 「標準的な内容の訪問型サービス」として算定できるサービスについて

「標準的な内容の訪問型サービス」として算定できるのは、「身体介護のみ」のサービス(20分以上)と「身体介護(10分以上)と生活援助を組み合わせた」サービス(計45分以上)の2パターンとします。

① 身体介護のみのサービス (20分以上)

20分以上の身体介護サービスを提供する場合、「標準的な内容の訪問型サービス」として算定可能です。身体介護に分類されるサービスの区分については、居宅サービスにおける訪問介護と同様です。詳細については、4月12日付 奈福福政号外をご確認ください。

令和6年8月サービス提供分より新たに追加

② 身体介護(10分以上)と生活援助を組み合わせたサービス(計45分以上)

10分以上の身体介護と生活援助を組み合わせるサービスを提供する場合についても、「標準的な内容の訪問型サービス」として算定可能です。ただし、身体介護(10分以上)と生活援助のサービス提供時間の合計が45分を下回る場合については、「標準的な内容の訪問型サービス」として算定することができませんので、ご注意ください。①と同様、身体介護に分類されるサービスの区分については、居宅サービスにおける訪問介護と同様です。

×標準的な内容の訪問型サービスとして算定不可な例

独居、日中独居の利用者に対して、

- 例1) 自立生活支援を目的として、常時介助できる状態でともに行う掃除【身体介護 10分】
+ 日用品等(本人のみの分)の買い物(内容の確認、品物・釣銭の確認を含む)【生活援助 30分】
→ サービス提供時間が45分未満となるため、生活援助中心型(45分未満)での算定となります。
- 例2) 自立生活支援を目的として、常時介助できる状態でともに行う掃除【身体介護 5分】

- + 本人のみが使用する日常生活品の買い物【生活援助 40分】
- 身体介護が10分未満のため、「標準的な内容の訪問型サービス」ではなく、生活援助中心型(20分以上45分未満)での算定となります。

例3) 自立生活支援を目的として、常時介助できる状態でもに行う掃除【身体介護 10分】

- + 本人のみが使用する部分の掃除 (ともに行うことが適当でないもの)【生活援助 20分】
- サービス提供時間が45分未満となるため、生活援助中心型(45分未満)での算定となります。

(2) 訪問型短時間サービス(20分未満)について

訪問型短時間サービスは、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助)のことで、下限となる所要時間を定めてはおりませんが、支援の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定することはできませんのでご注意ください。

(3) 「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」の考え方や取扱いについて

「自立支援・重度化防止のための見守りの援助」は、身体介護に位置づけられるサービスであり、利用者のADL・IADL・QOLの向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等を指します。詳細については、4月12日付 奈福福政号外をご確認ください。

★ケアプランに「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」を位置づけるにあたっては、必ず以下の点を踏まえるようにしてください。

○ 目的を明確化したうえでサービスを提供すること

「自立支援・重度化防止のための見守りの援助」のサービスは、利用者が在宅で自立した日常生活を続けることができるよう、利用者が当該行為をできるようになることを目的として実施するものです。サービスの提供にあたっては、利用者へ十分に説明をおこなっていただき、理解・同意を得たうえで、自立支援という共通の認識を持って行っていただくようお願いいたします。また、サービスの提供にあたっては、必ず利用者の状態のモニタリングと効果の検証を行い、必要に応じて、支援内容の見直しを行うようにしてください。

○ 生活援助サービスとのすみ分けを行うこと

「自立支援・重度化防止のための見守りの援助(ともに行う掃除等、家事の性質を持つもの)」は、上述のとおり、その目的や支援の内容からして、生活援助における代行サービスとは全く異なるものです。ケアプランに位置付けるにあたっては、利用者の状態や意向を適切にアセスメントし、常時介助できる状態でもに行うサービスとして提供をするのか、代行による生活援助としてサービスを提供するのかを十分に検討する必要があります。また、「自立支援・重度化防止のための見守りの援助」と生活援助のサービスを組み合わせて「標準的な内容の訪問型サービス」として提供する場合は、両サービスの目的や違いを明確にし、利用者にはわかりやすいようサービスのすみ分けを行ってください。

○ 安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うこと

自立支援・重度化防止を目的として利用者とともに行う支援であっても、ヘルパーが利用者を「常時介助できる」状態で行うサービスでない場合は、「自立支援・重度化防止のための見守りの援助」として算定することはできません。なお、「安全を確保しつつ常時介助できる状態」は、心身の状態や家屋の間取り等により利用者ごとに異なるため、これらの状態や状況等を総合的に勘案し、適切なケアマネジメントを経て個別に判断してください。また、「常時」という条件があるため、当該見守りの援助のサービス提供中に他のサービスを提供することは認められません。

×自立支援・重度化防止のための見守りの援助として認められない場合

例4) 利用者が入浴中にヘルパーが居室の掃除を行いつつ、途中で何度か声掛けや見守りを行う。

例5) 利用者が台所の掃除を行っている間に、ヘルパーはトイレの掃除を行い、途中で何度か声掛けや見守りを行う。

参考 厚生労働省 QA より（「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A）

Q. 自立生活支援のための見守りの援助の具体的な内容について

A. 身体介護として区分される「自立生活支援のための見守りの援助」とは自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りをいう。単なる見守り・声かけは含まない。

例えば、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助に関連する行為であっても、

- ・利用者と一緒に手助けしながら調理を行うとともに、安全確認の声かけや疲労の確認をする
- ・洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒防止予防などのための見守り・声かけを行う
- ・認知症高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理などを行うことにより生活歴の喚起を促す
- ・車イスの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるように援助する

という、利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービス行為は身体介護に区分される。掃除、洗濯、調理をしながら単に見守り・声かけを行う場合は生活援助に区分される。また、利用者の身体に直接接触しない、見守りや声かけ中心のサービス行為であっても、

- ・入浴、行為などの見守りで、必要に応じた介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認を行う
- ・ベッドの出入り時など自立を促すための声かけなど、声かけや見守り中心に必要な時だけ介助を行う。
- ・移動時、転倒しないようにそばについて歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る

という介助サービスは自立支援、ADL向上の観点から身体介護に区分される。そうした要件に該当しない単なる見守り・声かけは訪問介護として算定できない。

奈良市 福祉部 福祉政策課
地域包括ケア推進係
お問い合わせ：
sougoujigyo@city.nara.lg.jp
※メールでのお問い合わせにご協力
をお願いいたします。